

# 令和6年度 第3回 八戸圏域地域公共交通活性化協議会

日時：令和7年3月24日（月）13時30分～

場所：八戸市総合保健センター 大ホール

## 次 第

### 1. 開会

### 2. 議事

#### 《協議事項》

(1) 令和7年度予算（案）について 資料1

(2) デマンドタクシー運行事業者変更に係る計画変更について 資料2

### 3. 閉会

#### 【配付資料】

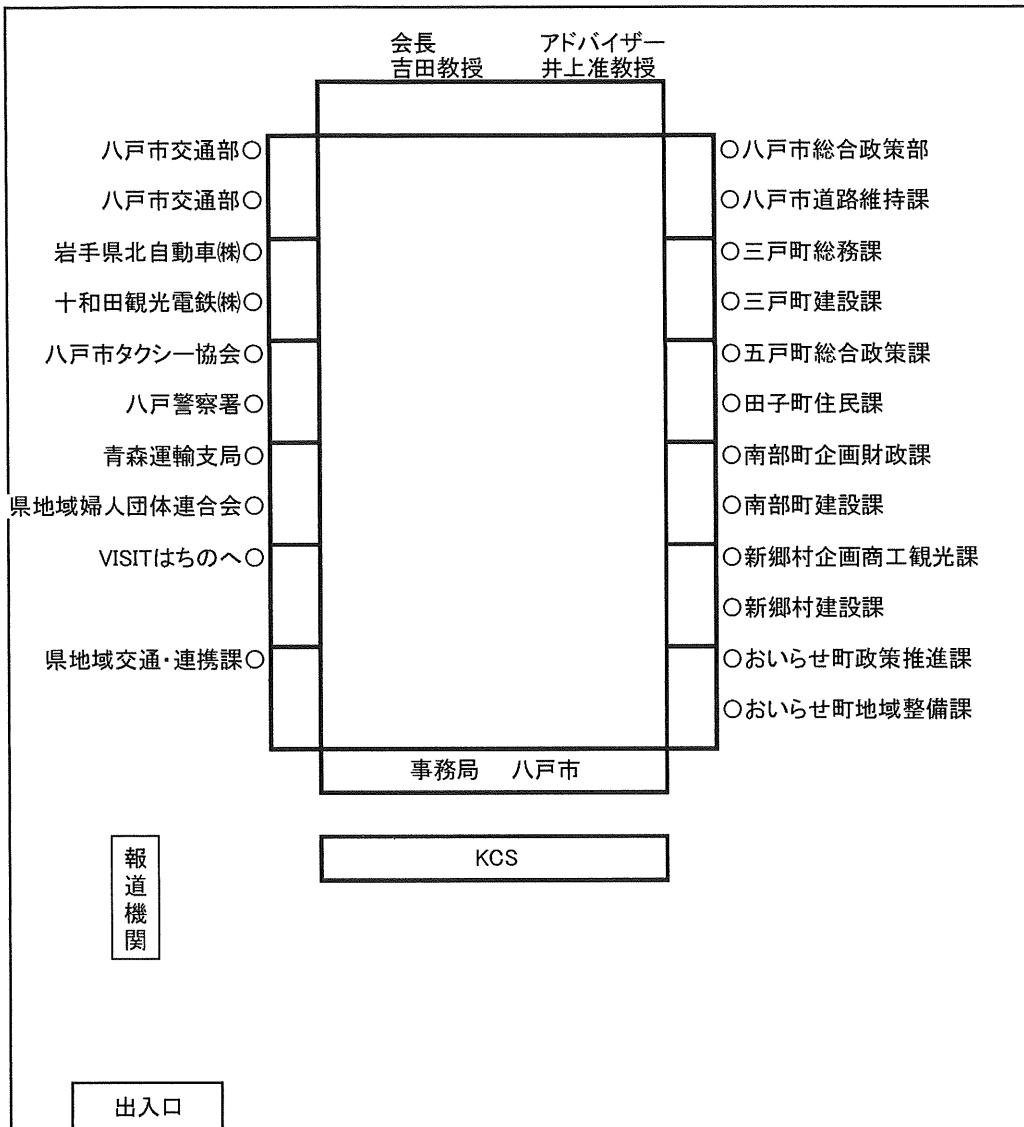
- 次第
- 出席者名簿
- 席図
- 資料1：令和7年度予算（案）について
- 資料2：デマンドタクシー運行事業者変更に係る計画変更について
- 八戸圏域地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和6年度 第3回 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

No.	区分	所属	職名	氏名	備考
1	学識経験者	福島大学	教授	吉田 樹	出 会長
2		八戸学院大学	准教授	井上 丹	出 アドバイザー
3	地方公共団体	八戸市	総合政策部長	谷神 善洋	出
4			建設部次長兼道路維持課長	岩谷 寿	出 代理:道路占用GL 池田 安幸
5	5	三戸町	参事 総務課長	武士沢 忠正	出 代理:主幹 馬場 圭一
6			建設課長	齋藤 優	出
7	7	五戸町	総合政策課長	手倉 森 崇	出
8			建設整備課長	小保内 一典	欠
9	9	田子町	住民課長	富岡 勝栄	出
10			建設課長	中山 明恒	欠
11	11	南部町	企画財政課長	菅谷 信也	出
12			建設課長	石橋 一史	出
13	13	階上町	総合政策課長	茨島 俊行	欠
14			建設課長	小笠原 博文	欠
15	15	新郷村	企画商工観光課長	桜井 真紀子	出
16			建設課長	横沢 幸治	出
17	17	おいらせ町	政策推進課 参事	田中 貴重	出
18			地域整備課長	岡本 啓一	出
19	19	八戸市交通部	次長兼運輸管理課長	鈴木 伸尚	出 随行:営業GL 泉山 裕
20		岩手県北自動車(株)	乗合事業部 南部支社分室長	佐藤 欽一	出
21		十和田観光電鉄(株)	運輸事業部長	佐藤 美仁	出
22		八戸市タクシー協会	会長	小笠原 修	出
23		東日本旅客鉄道(株)	副所長	泉山 大輝	欠
24		青い森鉄道(株)	経営戦略部長	佐々木 真紀	欠
25	道路管理者	青森県 県土整備部	道路課長	鈴木 英宗	欠
26	港湾管理者	青森県 三八地域県民局	地域整備部 八戸港管理所長	大山 嘉臣	欠
27	27	八戸警察署	交通官	附田 豊	出 代理:交通課規制係長 柳 浩治
28		三沢警察署	交通課長	田中 俊行	欠
29		三戸警察署	交通課長	力石 泰彰	欠
30		五戸警察署	交通課長	佐藤 敦	欠
31	31	八戸商工会議所	専務理事	向井 俊晴	欠
32		三八地区 高等学校長協会	三戸高校長	直町 年行	欠
33		青森県地域 婦人団体連合会	常任理事	古里 ツセ	出
34		八戸市老人クラブ連合会	会長	上田 武男	欠
35		(一財)VISITはちのへ	専務理事兼事務局長	阿部 寿一	出
36	36	国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局	企画調整部門 首席運輸企画専門官	佐々木 拓真	出
37		国土交通省 青森河川国道事務所	八戸国道出張所長	新井 昌規	欠
38		青森県 交通・地域社会部	地域交通・連携課長	角田 真士	出 代理:主事 工藤 祐里
39	39	八戸市	総合政策部次長兼 政策推進課長	安原 清友	出
40			政策推進課 参事 交通政策GL	谷崎 安進	出
41			政策推進課 主幹	相模 将喜	出
42			政策推進課 主査	千葉 明	出
43			政策推進課 主事	田邊 宗徳	出

令和6年度 第3回  
八戸圏域地域公共交通活性化協議会 《席図表》

会場:八戸市総合保健センター 大ホール



## 令和7年度八戸圏域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

令和7年度においても、八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画に基づき事業を進めていく。

### 1. 八戸圏域公共交通利用促進事業【委託料：5,454,000円】

#### ・八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画の更新

5～9月にかけて次年度のバス路線再編の有無をヒアリングし、12月末を目途に更新した計画（案）をとりまとめ、3月下旬に国土交通大臣より認定予定。

#### ・モビリティ・マネジメントの実施

路線バスが使いやすく、頼りになる存在として認識・理解されるため、小学校等向けにモビリティ・マネジメントを4回実施し、日常利用の増加を図る。

#### 【スケジュール】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
計画（案）策定												
モビリティ・マネジメント												

### 2. バスマップはちのへ2026作成【需用費：1,254,000円】

バス事業者ごとではなく、複数の事業者の情報が載ったバスマップを作成・配布し、利用者の利便性を図る。

#### ・部数 10,000部

#### 【スケジュール】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
バスマップ八戸2026 作成												

### 3. 八戸駅線リーフレット作成【需用費：462,000 円】

八戸駅～中心街間や JR 八戸線、東北新幹線の時刻表を掲載したリーフレットを作成・配布することで、八戸駅～中心街間の等間隔運行による利便性や鉄道との接続性を周知し、利用促進を図る。

- ・部数 15,000 部

#### 【スケジュール】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
八戸駅線リーフレット 作成											➡	

### 4. 八戸中心街ターミナルリーフレット作成【需用費：198,000 円】

八戸中心街ターミナルバス停について、方面別の案内などを掲載したリーフレットを作成・配布し、利用促進を図る。

- ・部数 5,000 部

#### 【スケジュール】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
八戸中心街ターミナル リーフレット作成										➡		

### 5. MaaS 実装促進事業)【委託料 4,500,000 円】

既存のアナログサービスのデジタル化及び、バスが運行していない 20 時台以降の時間帯における、八戸市中心街から南部町・三戸町の各町への移動手段の確保に向けて、路線バスと青い森鉄道が連携した事業を検討する。(県 A X 推進事業活用 10/10)

#### 【スケジュール】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
販売方法等の整理	➡											
周知広報				➡								
実証実験					➡							

6. 協議会及び分科会の開催【謝礼、旅費、需用費、使用料及び賃借料：285,000円】

協議会では、計画の策定等に關し必要な協議を行い、分科会では、担当者会議やバス事業者同士の会議を開催し、公共交通の状況や問題点を明らかにする。

【スケジュール】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
協議会の開催			➡						➡			➡
分科会の開催				➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡

# 令和7年度八戸圏域地域公共交通活性化協議会 収支予算書(案)

## 1 歳 入

(単位:円)

科 目	7 年度予算	6 年度当初予算	差 額	備 考
負担金	4,757,000	8,043,000	△ 3,286,000	八戸圏域市町村負担金より
補助金	2,896,000	7,300,000	△ 4,404,000	国庫補助金(上限1/2)
委託金	4,500,000	0	4,500,000	県(AX推進事業)
雑収入	0	0	0	
繰越金	0	0	0	
歳入合計	12,153,000	15,343,000	△ 3,190,000	

## 2 歳 出

(単位:円)

科 目	7 年度予算	6 年度当初予算	差 額	備 考
謝礼	44,000	141,000	△ 97,000	圏域WG会議・バス事業者検討分科会等で5回予定 8,800円×5回=44,000円
旅費	155,000	495,000	△ 340,000	圏域WG会議・バス事業者検討分科会等で5回予定 30,880円×5回=155,550円
需用費	1,961,000	1,760,000	201,000	バスマップ、八戸駅線リーフレット、印紙代等
役務費	10,000	9,000	1,000	振込手数料
委託料	9,954,000	12,177,000	△ 2,223,000	八戸圏域公共交通利用促進事業:5,454,000円 MaaS実装事業:4,500,000円
使用料及び貸借料	29,000	41,000	△ 12,000	会場代:28,787円×1回=29,000
備品購入費	0	0	0	
負担金及び補助金	0	0	0	
予備費	0	720,000	△ 720,000	
歳出合計	12,153,000	15,343,000	△ 3,190,000	

## ■八戸圏域地域公共交通活性化協議会

### 令和7年度当初予算事業費及び負担金内訳（案）

(四)

利便増進事業	事業費	国・県補助金	圏域市町村 負担額計	八戸市	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村	おいらせ町	費用負担等の考え方
会議費等	260,000	0	260,000	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500	8市町村で均等割り 謝礼:8,800円×5回=44,000 旅費:30,880円×5回=155,000 お茶代:145円×20人×3回(WG等)+ 145円×40人×3回(総会等)+ 会場代:28,737円×1回=29,000
八戸圏域公共交通 利用促進	5,454,000	1,939,000	3,515,000	2,972,000	69,000	104,000	51,000	111,000	65,000	34,000	109,000	
うち利便増進計画	3,050,000	746,000	2,304,000	1,761,000	69,000	104,000	51,000	111,000	65,000	34,000	109,000	基準財政需要額で按分
うちモビリティ・マネジメント	2,404,000	1,193,000	1,211,000	0	0	0	0	0	0	0	0	各町村でも実施する場合は +100千円負担金
バスマップはちのへ 2026作成	1,254,000	627,000	627,000	571,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	計1万部作成。 1部あたり82円。 町村での使用部数100部を想定し 切下げ
八戸駅線 リーフレット作成	462,000	231,000	231,000	231,000	0	0	0	0	0	0	0	計1,5万部作成。 八戸市内路線のリーフレットの ため、圏域負担分なし
八戸中心街ターミナル リーフレット作成	198,000	99,000	99,000	0	0	0	0	0	0	0	0	計0,5万部作成。 八戸市を中心街ターミナルのリーフ レットのため、圏域負担分なし
MaaS実装事業	4,500,000	4,500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	県（AX雅進事業）活用のた め、圏域負担分なし
その他事務経費	25,000	0	25,000	0	0	0	0	0	0	0	0	印紙代:15,000 振込手数料、送料等:10,000
計	12,153,000	7,396,000	4,757,000	3,930,500	109,500	144,500	91,500	151,500	105,500	74,500	149,500	圏域町村の負担額は 活性化協議会の歳入
負担額合計	12,153,000	7,396,000	4,757,000	3,930,500	109,500	144,500	91,500	151,500	105,500	74,500	149,500	

## デマンドタクシー運行事業者変更に係る計画変更について

### 【概要】

三戸町デマンドタクシーは、下表のとおり町内タクシー事業者2者にそれぞれ担当地区を設け運行している。担当地区は毎年度事業者間で交代して運行しているため、令和7年4月からのデマンドタクシー運行事業者の担当地区交代について、地域内フィーダー系統確保維持計画へ反映させるため、計画の変更をするもの。

### R 6年度

運行事業者	担当地区
三戸タクシー（株）	蛇沼地区、杉沢地区
（有）田中タクシー	斗内・大舌地区、目時地区

### R 7年度

運行事業者	担当地区
三戸タクシー（株）	斗内・大舌地区、目時地区
（有）田中タクシー	蛇沼地区、杉沢地区

### 【協議資料】

- ・運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）・・・1P

### 【参考資料】

- ・地域公共交通計画別紙【三戸町分】・・・P2～P5
- ・コミュニティバスの運行経路図、運行系統の時刻表・・・P6
- ・デマンドタクシーの営業区域図、運行系統の時刻表・・・P7

表1 地域公団事業の運行実績と運送予定者概要(1981年1月現在)

朱所簡更變書

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統				系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	運行態様の別	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準水で該 当する要件 (別表7・9)	基準水で該 当する要件 (別表7・9)
			起点	経由地	終点	便									
岩手県北自動車(株)	(1) (箬木山・図書館前経由)	イオンタウン三戸線①	三戸駅周辺	三戸駅周辺	三戸駅周辺	往8.1km 復8.1km	289日	867回		路線定期運行	①、②(1)	③	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続
	(2) (雷平・城ノ下経由)	イオンタウン三戸線②	三戸駅周辺	三戸駅周辺	西松原	往11.1km 復11.1km	289日	1,445回		路線定期運行	①、②(1)	③	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続
	(3) 泉山線	イオンタウン三戸	三戸中央病院 三戸駅周辺	三戸駅周辺	三戸駅周辺	往11.8km 復11.8km	289日	578回		路線定期運行	①、②(1)	③	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続
	(4) (蛇沼地区、杉沢地区)	三戸町デマンドタクシー (蛇沼地区)	蛇沼地区	蛇沼地区	蛇沼地区	往 km 復 km	182日	218回		区域運行	①、②(1)	③	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続
	(4) (蛇沼地区、杉沢地区)	三戸町デマンドタクシー (蛇沼地区)	蛇沼地区	蛇沼地区	蛇沼地区	往 km 復 km	183日	220回		区域運行	①、②(1)	③	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続
(有)田中タクシー	(5) (斗内・大舌地区、目時地区)	三戸町デマンドタクシー (斗内・大舌地区、目時地区)	目時地区	目時地区	目時地区	往 km 復 km	182日	364回		区域運行	①、②(1)	③	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続
	(5) (斗内・大舌地区、目時地区)	三戸町デマンドタクシー (斗内・大舌地区、目時地区)	目時地区	目時地区	目時地区	往 km 復 km	183日	366回		区域運行	①、②(1)	③	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続
三戸町	三戸タクシー(株)	三戸町デマンドタクシー (蛇沼地区)	蛇沼地区	蛇沼地区	蛇沼地区	往 km 復 km	182日	218回		区域運行	①、②(1)	③	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続
(有)田中タクシー	(5) (斗内・大舌地区、目時地区)	三戸町デマンドタクシー (斗内・大舌地区、目時地区)	目時地区	目時地区	目時地区	往 km 復 km	182日	364回		区域運行	①、②(1)	③	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続
三戸タクシー(株)	(5) (斗内・大舌地区、目時地区)	三戸町デマンドタクシー (斗内・大舌地区、目時地区)	目時地区	目時地区	目時地区	往 km 復 km	183日	366回		区域運行	①、②(1)	③	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続	地図開拓幹線系統の三八線 (名農高前及び医療健康セ ンター経由)と三戸中央病 院で接続

100

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送系統特例措置」については、利便増進計画又は運送系統計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなど」については記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合、営業区域を示した地図を添付すること。

## (名称) 八戸圏域地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

三戸町におけるフィーダー系統は、地域間連携軸ではカバーしきれない地域内の移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であると言える。

イオンタウン三戸線①・②、泉山線については、市街地と市街地周辺に点在する交通不便地域（地域間連携軸バス停から離れている地域）との移動に対応する役割を果たしている。

乗合タクシー（蛇沼地区、杉沢地区と斗内・大舌地区、目時地区の2地区）は、山間部等バス路線から離れているまたは利用したい時間帯にバスが運行していない等の理由により、公共交通を利用しづらい地域においてバスに代わる交通手段としての役割を果たしている。

しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

「八戸圏域地域公共交通計画」において設定する基本目標に対する達成状況を把握するための評価指標として、計画最終年度2028年度目標値とした八戸圏域市町村における住民1人あたりの公共交通の利用者数の年間利用回数31.2回/人・年（2021年度現況値31.2回/人・年を維持）を定めている。

当該目標を達成するために三戸町コミュニティバスの地域内フィーダー系統利用者数について、以下のとおり目標を定める。

また、乗合タクシーについても、上記計画の目標達成に寄与するため、以下のとおり目標を定める。

※八戸圏域地域公共交通計画（P25、26 参照）

系統名	実績	目標（利用者数）		
		令和5年度	令和7年度	令和8年度
イオンタウン三戸線① (箸木山・図書館前経由)	2,886人	2,785人	2,736人	2,688人
イオンタウン三戸線② (雷平・城ノ下経由)	3,679人	3,551人	3,488人	3,427人
泉山線	2,493人	2,406人	2,364人	2,322人
蛇沼地区、杉沢地区	498人	481人	472人	464人
斗内・大舌地区、目時地区	845人	816人	801人	787人

※八戸圏域地域公共交通計画P87中、「表 指標に対する数値管理」

項目	現況値(2021)	目標値(2028)
八戸圏域人口（人）	313,056	276,471
公共交通利用者数（人／年）	9,781,257	8,638,179
住民1人あたりの公共交通利用回数	31.2	31.2

※三戸町人口8,954人（令和6年3月末）、9,114人（令和5年3月末）前年度比98.24%

※目標値は前々年度利用者数に人口の減少率を乗じて試算（四捨五入）  
(令和7年度は令和5年度実績値に対して減少率を乗じる)

## (2) 事業の効果

これらの系統を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保され、町内の医療機関、商業施設、金融機関及び行政機関への円滑な移動が確保される。また、幹線（鉄道・路線バス）と支線（コミュニティバス・乗合タクシー）のネットワークが連携することで、八戸市への効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

### (1) 八戸圏域の取組

- ・公共交通間の接続性の改善（八戸圏域、交通事業者）
- ・バスマップや時刻表の更新を行い、情報発信機能の強化を図る。（八戸圏域）  
(八戸圏域地域公共交通計画 P32、35 参照)

### (2) 三戸町の取組

- ・コミュニティバスの見直し、運行を維持。（交通事業者、三戸町）
- ・コミュニティバス時刻表等の作成、配布（交通事業者、三戸町）
- ・広報さんのへ等を活用した利用促進記事の掲載（交通事業者、三戸町）  
※八戸圏域地域公共交通計画 (P54、55 参照)

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添「表1」のとおり

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

三戸町から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

## 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

各系統の乗降数を調査の上、目標値から達成状況を把握する。

## 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

## 8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

## 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	別添「表5」のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	<p>(1) 事業の目標</p> <p>※該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>※該当なし</p>
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	<p>(1) 事業の目標</p> <p>※該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>※該当なし</p>
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論	

令和6年6月21日	三戸町地域公共交通会議 三戸町分に係る計画について合意
令和6年6月26日	八戸圏域地域公共交通活性化協議会 計画全体について合意
<b>19. 利用者等の意見の反映状況</b>	
本計画記載の系統については、令和2年度に実施したバス事業者ヒアリング、利用者ヒアリング及び町民アンケート（65歳以上1,000人対象）を踏まえ、利用者の需要にあった交通体系へ見直しをするため、令和3年4月にコミュニティバス路線再編と乗合タクシー実証運行を開始したものである。	
乗合タクシーについては、利用者へのアンケート調査と事業者のヒアリングを踏まえた運行方法の見直しを実施し、令和5年4月から本格運行（4条運行）としたものである。	
<b>20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要</b>	
<b>【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</b>	
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等	
※該当なし	
(2) 交通手段の検討状況	
※該当なし	

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 八戸市内丸一丁目1-1  
 (所 属) 八戸市 政策推進課  
 (氏 名) 田邊 宗徳  
 (電 話) 0178-43-9124  
 (e-mail) mun\_tanabe@city.hachinohe.aomori.jp

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 三戸町大字在府小路町43  
 (所 属) 総務課  
 (氏 名) 馬場 圭一  
 (電 話) 0179-20-1111  
 (e-mail) keiichi\_baba@town.sannohe.lg.jp

**注意：** 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.についてには、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

「接続する幹線系統」三八線（名農高前及び医療健康センター経由）—

補助系統→接続する幹線系統

三戸中央 病院着	三戸中央 病院発
イオンタウン三戸線②	8:24
イオンタウン三戸線①	9:53
三八線	10:14
泉山線	11:13
三八線	11:19
イオンタウン三戸線②	13:21
三八線	13:25

接続する幹線系統→補助系統	三八線	三戸中央 病院着	三戸中央 病院発
三八線		10：06	
泉山線			10：11
イオンタウン三戸線②			11：41
三八線		12：34	
泉山線			12：38
イオンタウン三戸線②			14：00
イオンタウン三戸線①			15：08



「接続する幹線系統」

三八線（名農高前及び医療健康センター経由）

「補助系統」

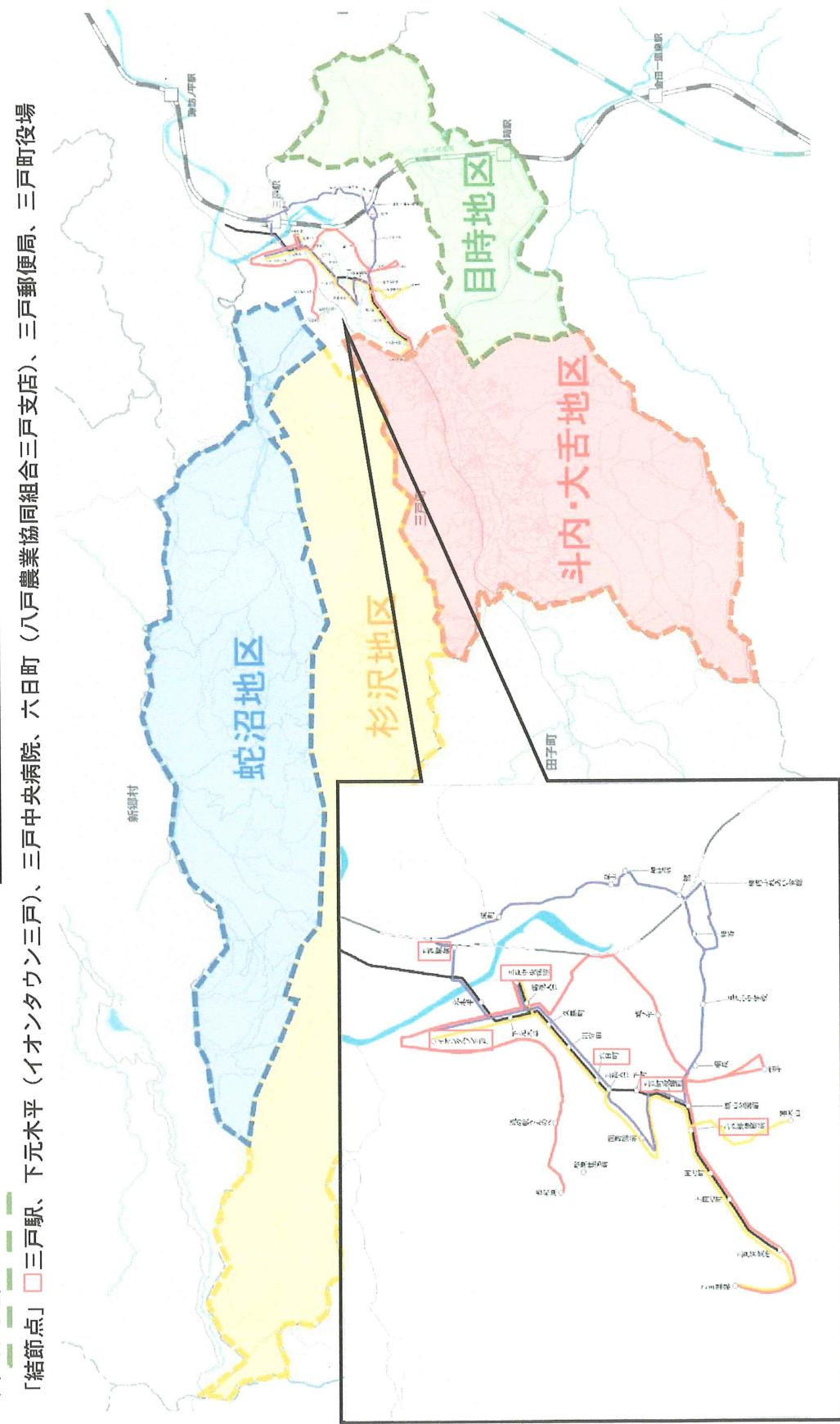
- (4) 蛇沼地区
- (4) 杉沢地区
- (5) 斗内・大舌地区
- (5) 目時地区

「結節点」 □ 三戸駅、下元木平（イオンタウン三戸）、三戸中央病院、六日町（八戸農業協同組合三戸支店）、三戸郵便局、三戸町役場

接続する幹線系統→補助系統※三戸中央病院接続時刻を記載

三戸中央病院着（蛇沼地区、杉沢地区、斗内・大舌地区、目時地区）	8:30	9:30	10:30
三戸中央病院発（三八線）	10:14	11:19	

三戸中央病院着（三八線）	11:34	12:34
三戸中央病院発（蛇沼地区、杉沢地区、斗内・大舌地区、目時地区）	12:00	14:00



補助系統→接続する幹線系統※三戸中央病院接続時刻を記載

三戸中央病院着（蛇沼地区、杉沢地区、斗内・大舌地区、目時地区）	8:30	9:30	10:30
三戸中央病院発（三戸駅）	10:14	11:19	

三戸中央病院着（三八線）	11:34	12:34
三戸中央病院発（蛇沼地区、杉沢地区、斗内・大舌地区、目時地区）	12:00	14:00

# 八戸圏域地域公共交通活性化協議会設置要綱

## (設置)

第1条 八戸圏域地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、八戸圏域地域公共交通計画（以下「圏域公共交通計画」という。）及び第27条の16第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「圏域利便増進実施計画」という。）の作成及び実施に關し必要な協議を行うため設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 圏域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 圏域利便増進実施計画の作成及び変更の意見聴取に関する事項
- (3) 圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4) 圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

## (協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者を以って構成する。

- (1) 八戸圏域8市町村長が指名する職員
- (2) 国及び青森県における関係行政機関の職員
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者が指名する者
- (4) 八戸圏域内の旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者
- (5) 学識経験者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) その他協議会が必要と認める者
- (8) 協議会は、必要に応じて前項以外の者を出席させることができる。

## (会長及び監事)

第4条 協議会に会長及び監事を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 監事 2名
- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 監事は会長の指名により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 監事は、出納監査を行い、監査の結果を協議会に報告する。

## (協議会の運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 協議会の議決は出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、書面にて協議することができる。
- 5 協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

## (協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキング会議)

第7条 協議会は、必要があるときは、協議会の議事について調整又は意見交換等を行うため、構成員の任意出席によるワーキング会議を開催することができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、八戸市総合政策部政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定に関わらず、圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が協議会に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。